

第10回 泉区和泉町住居表示検討委員会議事要旨

日 時	平成24年3月26日(月) 10時～11時30分
開 催 場 所	泉区役所 3階 特別会議室
出 席 委 員	検討委員：日並会長、佐久間副会長、佐藤副会長、新井委員、笠井委員、中村委員、藤井委員、坂崎委員、小林委員、高橋委員、山村委員、鎌田委員代理、上原委員代理 事務局：花園窓口サービス課長、田島住居表示係長、野村金子区政推進課長、高向企画調整係長、齋島
欠 席 委 員	望月委員、川島委員、黒田委員、渡辺委員、志田委員
開 催 形 態	公開(傍聴人1人)
議 題	1 報告事項 (1) 第一次地区の進捗について (2) 泉区和泉町住居表示検討状況周知チラシについて (3) 第二次地区の現地調査について 2 議題 (1) 第二次地区の実施区域について (2) 第二次地区のエリア界について (3) 今後の検討スケジュールについて (4) 次回検討委員会までの周知内容について (5) 次回検討委員会について
決 定 事 項	第二次地区の実施区域は、市街化調整区域A・B・Cを取り込み、エリア界を線②とした範囲とする。(別図のとおり)

議 題
<p>1 報告事項</p> <p>【会長】議事に入る前に、報告事項がありますので説明をお願いします。</p> <p>【事務局】</p> <p>(1) 第一次地区の進捗について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>資料1-1「第一次地区の進捗について(報告)」に沿って説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年2月15日(水)に、泉区和泉町第一次地区の案(町区域の設定)を横浜市報に登載したが、公示日から30日を経過する日までに、案に対する変更の請求はなく、10月実施に向けて手続を進めていく。 ・4月中旬に、新住所を付けるため、また、「住居表示変更証明書」の発行が必要な方等を確認するために、「居住調査」を行う。 ・「居住調査」開始のお知らせチラシを、第一次地区にお住まいの方及び事業所に、全戸配付する。(資料1-2「泉区和泉町第一次地区住居表示に関する調査実施のお知らせ」参照) </div>

【委員】2点質問があります。1点目は、実施の時期についてです。説明会が10月に行われるとなると、実施は11月頃になるのでしょうか。2点目は、チラシの調査項目に、「住所の変更証明書の発行が必要な方を確認するため」とありますが、何のために証明書が必要なのかを教えてください。

【事務局】チラシを配付すると、実施日についてのお問合せが非常に多くなります。正式な日には、横浜市会での案の議決を経て決定し、8月の横浜市報に「実施の告示」を登載し、お知らせします。住居表示の実施時期は、概ね10月の下旬を予定しています。このため、10月上旬に、手続について説明会を開催する予定です。その際利用する会場については、関係地区に別途ご相談させていただきますので、よろしくお願ひします。

また、「住居表示変更証明書」は、住居表示実施により、運転免許証や登記簿等の住所変更が必要となりますので、その手続にご利用いただける、住所の変更を証明するものです。

【委員】そうすると、後で何かの手続に使えるかもしれないから、貰っておきたいと考えますが、証明書の発行の条件等はあるのですか。

【事務局】実施時には、16歳以上の方に3通の証明書をお送りします。これは、16歳から免許（普通自動二輪車等）が取得できるためです。居住調査で一軒一軒お訪ねして、証明書が必要となる方を確認します。また、実施地区内の法人（事業所等）の有無についても確認します。調査は、住居表示の専門の業者に委託し、腕章と身分証を持った調査員が4月中旬から開始しますので、御協力をお願いします。

（2）泉区和泉町住居表示検討状況周知チラシについて（報告）

資料2「泉区和泉町住居表示検討状況周知チラシについて（報告）」に沿って、事務局に寄せられた問合せの主な内容について報告

【実施について】・・・9件

- ・自分の住んでいる地域が実施の対象かどうか
- ・いつ実施するのか

【反対意見について】・・・3件

- ・「下和泉」という名称に反対
- ・手続が大変なので、実施に反対

【その他】・・・1件

- ・「基礎調査」についてもチラシに載せて周知すべき

【事務局】基礎調査では住所の街区番号を決めるために、道路の形状等の確認を行いました。その際に、調査員が何軒かお宅に聞き取りをしたため、このような御指摘いただきました。本来は聞き取りはしないため、この後、委託業者にそのように指導しましたが、こちらの不手際で地域の方に御迷惑をおかけしてしまい、大変申し訳ありませんでした。

【会長】御意見や御質問はありませんか。

【委員】賛成意見はありませんでしたか。

【事務局】実施時期についての質問をされる方は、実施に前向きなのかなとは思いますが。反対意見も、過去の例からすると多くはないので、これまでの各地域による周知等が行き届いている結果と考えています。

(3) 第二次地区現地調査について

資料3-1「第二次地区現地調査について(報告)」に沿って説明

- ・市街化調整区域の取り込みについて、要望の出ている地区を中心に、市街化調整区域Bの住所の同番地が多い地域と、市街化調整区域Eを確認
- ・エリア界の候補となっている2本の道路の確認
- ・現地調査後、意見交換(詳細は、「2 内容」参照)

【会長】御質問はありますか。現地調査は本日の議事にも直接関わってきますので、出席された委員は、ぜひ調査を思い出しながら、後ほど御議論いただければと思います。それでは、本日の議事に入ります。事務局より説明をお願いします。

2 議題

(1) 第二次地区の実施区域について

【事務局】

資料4「第二次地区の実施区域について」に沿って説明

(1) 確認内容

市街化調整区域A・Cについては、実施区域に取り込む

取り込む理由

- ・市街化調整区域Aについて
町の境界を分かりやすくするため、周辺の境界に合わせ、水路とする。
- ・市街化調整区域Cについて
市街化区域との境界では、公図上で町の境界を設定できないため、境界として設定できる最寄りの道路まで含める。



(2) 検討内容

取り込み要望の出ている市街化調整区域について検討し、取り込む場合は理由を整理する必要がある。

【市街化調整区域の取り込み基準】

- ・ 検討時点で、住所の混乱が認められる（同番地が 30 軒以上ある）こと
- ・ 市街化区域と隣接していること

・ 市街化調整区域 B の取り込みについて

「住所の混乱」の基準としている「30 軒以上の同番地」が存在するが、この地域を「市街化区域と隣接している」と判断して良いかを確認する。

・ 市街化調整区域 D の取り込みについて

「30 軒以上の同番地」がなく、取り込み案で実施区域の境界としている道路が、公図上で境界として設定できない。

・ 市街化調整区域 E の取り込みについて

「30 軒以上の同番地」はないものの、取り込み案で、実施区域の境界となっている水路の前の道路からしか出入りができず、取り込まないと住所が分かりづらくなるため、実施区域に含めてほしいという要望がある。

取り込む場合は、①「泉が丘中学校脇の道路まで」もしくは②「水路により、実施区域界となる道路まで」となる。

【会長】 現地を見ていただいたので、御意見や御質問があるかと思います。

【事務局】 今、それぞれの地区の状況について御説明しましたので、御議論いただき、第二次地区の範囲について決定したいと思います。

【委員】 少なくとも、市街化調整区域 E については、取り込む必要がないと思います。取り込みを要望する理由として、この地区が「出入り口となる道路が限られていて、取り込まないと住所が分かりづらくなる」とのことですが、実際に今この地区が郵便局に認識されていないわけではありません。住居表示により、実施地区との境界に壁ができるということでもなく、現状は今と変わることはないのですから、「取り込まないと住所が分かりづらくなる」という理由にはなりません。この地区は「30 軒以上の同番地」という基準も満たしていませんし、一度決められた基準を新たに作り変えることはしたくありません。

【会長】 それでは、一つひとつの地区について確認しましょう。市街化調整区域 A・C については、実施区域に含めることで前回確認していますから、よろしいですね。市街化調整区域 B については、「30 軒以上の同番地」があり、家が建て込んでいます。また、取り込むことで第一次地区との連続性が持てるという意見もありましたので、実施区域

に含めるということで、よろしいでしょうか。市街化調整区域Dについては、説明があったように、道路が公図上で境界に設定できないですし、今はまだ家よりも畑地の方が多く、「30軒以上の同番地」がないので、今回は見送るということで、どうですか。

【一同】結構です。

【会長】市街化調整区域Eについては、現地調査に行った印象として、家がないところまで実施区域に含めることになってしまうので抵抗がありますが、どうですか。

【委員】住居表示は、市街化区域で実施するのが原則で、取り込む必要がある市街化調整区域は実施区域としましょうと、検討してきました。ただ、実施区域かそうでないかによって、そこに住んでいる住民にとっては、損得はありません。これまでも、ちゃんと郵便は届いていますから。住居表示によって、別の町となったからといって、所属する自治会町内会から出て行かなければいけないということもありません。今後この地区が住宅地になれば、また検討するでしょうし、永遠にこの地区が実施されないというわけではなく、あくまで現状では、今回の実施区域に含めることが難しいということです。実施がなければ、住所変更の手続をする面倒がないというメリットもありますから、地域にはこのような話も併せて、理解を求めていただきたいと思います。

【会長】はい、ありがとうございます。市街化調整区域Eについては、当該地区の委員は今回の実施区域に含めることは難しいと地域に御説明いただきたいと思います。

【委員】私はあくまでも提案者ですので、実施区域に入れることを要望しますが、最後は検討委員会の決定に従います。

【会長】そうですね。私の連合内にも実施区域とならない地域がたくさんあります。一つの町内会で、3軒だけ実施区域に入らない地区もあります。それでも、市街化調整区域だから仕方ないと考えています。では、市街化調整区域Eは今回の実施区域に含めないということで、よろしいでしょうか。

【委員】取り込みの賛成者は私だけでしょうか。

【委員】私も、取り込んだ方がいいと思います。確かに「30軒以上の同番地」という基準は満たしませんけれども、何か忘れられた土地という感じがします。

【委員】そういうことではありません。

【委員】同じような地域は他にもたくさんあります。

【会長】取り込みの賛成者は2名、他は反対ということです。これで、第二次地区の取り込みは決定ということでよろしいですか。

【事務局】では、第二次地区は、市街化調整区域A・B・Cを実施区域に含めるということでよろしいでしょうか。

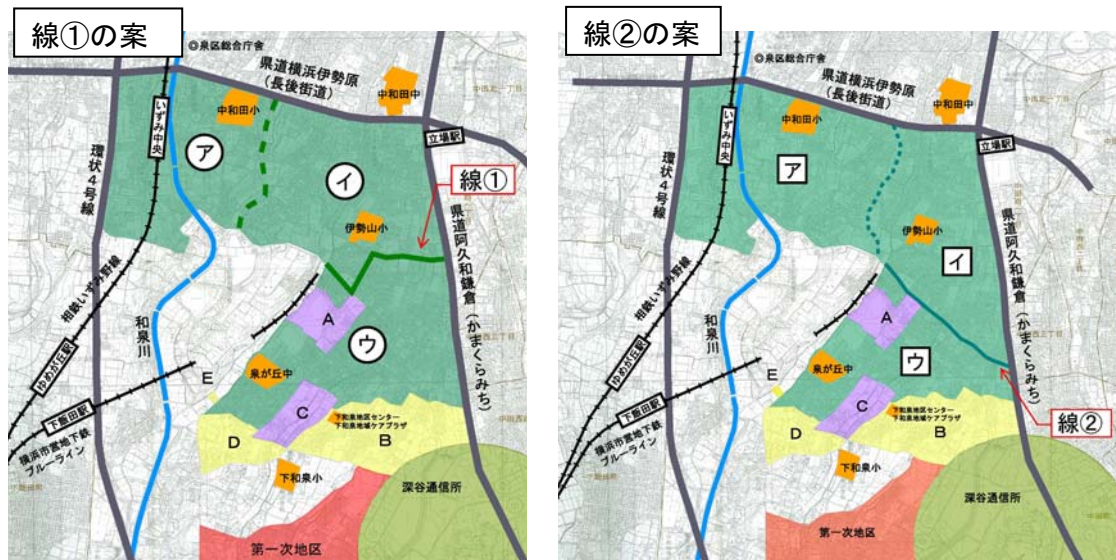
【会長】はい。それでは、議題（2）に入ります。

（2）第二次地区のエリア界について

資料5「第二次地区のエリア界について」に沿って説明

【事務局】これまで、長後街道南部の地域をいくつかのエリアに分けるか、どこで分けるかについて検討してきました。本日は、第三次・第四次地区との面積等バランスを考慮

しながら、第二次地区の範囲がどこまでかという点を決定したいと思います。案としては、線①と線②の二案です。線①は、レストランとガソリンスタンドが両脇にある道を入れてきて、伊勢山小学校から来る道を南下してくるという案です。線②は、修悠館高校の脇から来る道と連続していて、泉が丘公園を通過してバス通りに抜けるという案です。



【会長】この二案について、御意見をぜひ。どうですか。

【委員】今回の地区は下和泉連合町内会が中心になるかと思いますが、昨日連合の定例会がありましたので、検討してきました。当初は連合として、町内会の分断がない、線①がいいと考えていました。しかし、線①にする根拠を求められた時、これではなかなか説明が成り立ちません。そこで、結論としては、市街化調整区域Bが実施区域になるのであれば、面積のバランスも考えて、町界としても真っ直ぐで分かりやすい線②の方がいいということになりました。

【事務局】市街化調整区域Bは大きい町一つ分くらいの面積がありますので、この地区を含めた場合は、長後街道南部の地域全体で見て、線②で分けた方がバランスがいいということですね。

【委員】それと、線①にすると、中田連合自治会の下村町内会や和泉中央連合自治会の栄町内会が分断されます。線②であれば、下和泉連合町内会の大丸北町内会が分断されることとなりますが、町界としての分かりやすさから、分断は仕方ないと地域も納得できると思います。線①では地域を納得させるのは難しいと思います。

また、次の検討段階で、この地区に町名を付けることを考えた時にも、線②の方が付けやすいと思います。

【事務局】そうですね。町名とエリア分けはセットで考えた方がいいですね。例えば、Aという町名にするなら、Aの範囲は大体このくらいだとか、Bという町名にするならもっと広い範囲だとか、町名によって、エリアの範囲も変わってくると思います。

【委員】やはり、エリア界を決める時には町名も考慮して決めなければなりませんね。

【事務局】はい。逆に、本日先にエリア界の方を決定してしまいますので、今後町名を検討する際、候補から外れる町名案もあるかもしれないことを、御了承いただきたいと思います。

【会長】他に御意見はありませんか。では、エリア界は線②として、検討を進めていくということで、よろしいでしょうか。

【一同】はい、結構です。

【会長】それでは、エリア界は線②に決定します。続いて、議題（3）に入ります。事務局から説明をお願いします。

（3）今後の検討スケジュールについて

資料6「今後の検討スケジュールについて」に沿って説明

- ・本日、第二次地区の実施区域が決定したため、次回以降は町界について検討する。
- ・4月に、事務局が作成した町界案を基に現地調査を行うが、関係地区の委員には御協力をお願いしたい。
- ・5月・6月に検討委員会を開催し、町界及び町名について検討する。
- ・6月（第12回検討委員会）に町界が決定できない場合は、7月に検討委員会を開催し、決定する。この場合、町名アンケートの実施は8月となる。
- ・9月（第13回検討委員会）に町名を決定し、11月に実施案について地元説明会を開催する。12月（第14回検討委員会）に第二次地区の最終案を決定する。また、平行して第三次地区の検討を秋頃より開始する。

【事務局】資料には書いてありませんが、10月に第一次地区の手続に関する説明会、住居表示実施を予定していますので、今後はかなり厳しいスケジュールとなるかと思えます。

【事務局】今後5年間くらいは、このようなスケジュールが続くこととなります。地元説明会は、第一次地区の手続に関する説明会を10月、第二次地区の実施案に関する説明会を11月に開催しますが、それぞれ3・4回ずつ開催するので、2か月間で相当数になることが予想されます。関係地区の方には、会場や日程のことで御相談させていただきますが、御協力をよろしくお願いいたします。

【会長】ちょっと皆さんに御相談があります。これだけ検討を重ねているので、地域で説明がされていないために、「勝手に机上で決められた」と思われたのでは、心外です。やはり、直接検討に関わるのと、他の委員からの又聞きとでは、地域への説明の仕方も変わってくると思います。そこで、今後は和泉中央地区も検討に入りますが、該当の地域の代表者全員とは言わないまでも、検討の中心となる地域の委員を増やすとか、傍聴してもらおうとか、重要な事項の決定時には何らかの形で検討委員会に参加できないものかと考えているのですが、どうでしょうか。

【委員】検討委員については、規約があると思いますが、傍聴では発言権がありませんから、委員構成の幅を持たせて、関係地区の委員として加わっていただくのがいいと思

ます。

【会長】もう一点加えると、検討が終了した地域は、今後の検討地区について意見するのが難しくなっていくのではないかと思います。

【事務局】これまで、何度か地域の代表の方が傍聴という形でご参加いただき、各地域に状況を報告されてきました。やはり広い和泉町を検討するにあたって、5つの連合自治会町内会からバランスよく委員を出して、和泉町全体として検討しようとして進めてきました。ただ、ここである程度土台が出来てきた中で、今後どのように進めていくのか、場合によっては規約を変更することも考えられます。

【委員】やはり、今後実施する地域は当事者ですから関心も高いです。そういう意味では、第一次地区は検討が終わったので、関心が低くなります。

【事務局】第一次地区の検討は終わりましたが、これまでの経過はふまえないけません。

【委員】3名まで傍聴できますから、当該地区の地域の代表者が来るようにしたらどうですか。

【事務局】あくまで和泉町全体で検討するので、当該地区の地域の代表者でなければ傍聴できないとするのは難しいです。常に傍聴席の枠は用意していますから、もちろん御利用いただければと思います。

【委員】ちょっといいですか。委員構成については各連合から均等に出すという話でした。和泉北部地区は、住居表示の対象ではないので、一人としましたが。和泉町全体で検討するので、検討が終わったらその地区の委員は抜いてしまうというのではなく、これまでと同じ委員構成で進めていく必要があります。傍聴は、あくまでも議論を聞いてもらうということで、御意見されては困ります。ただ、人数を3人までとしているところを、増やすということはあるのかもしれませんが、しかし、委員の構成を変更することには反対です。今後和泉中央地区が検討の対象となるからといって、委員を増やす必要はないと思います。委員構成を簡単に変更できるとなると、なぜ最初に決定したのか分からなくなってしまうことを心配します。

【会長】はい、ありがとうございます。もう一つ加えると、委員の任期については特に決めていないですよ。ですから、各地区の人数の枠は決まっていますが、その枠の中において委員を変更することは、問題ないわけですよ。

【事務局】そうですね。委員はその地区の自治会町内会長でなければいけないとはしていませんし、逆にいろいろな分野で望ましい方を御推薦いただくということですので、地区の中で委員変更の必要が生じた場合には、新しい方を御推薦いただいて結構です。委員構成を変更するかどうかについては、事務局としましても今すぐには何とも申し上げられませんが、御意見が両方あるのは分かりました。検討を開始した時に決めた構成を変更するのは少し難しい気もしますが、今後どうすべきか改めて御相談をさせていただければと思います。

【会長】他に御意見や御質問はありませんか。

【委員】今の話と全く別件ですがよろしいですか。9月に第一次地区の新住所が各家庭

に通知されるということですが、名簿は作成するのですか。もし作成するのであれば、当自治会の名簿の改正に使用したいので、提供していただきたいのですが。

【事務局】名簿は作成します。ライフライン等あるいは区役所の公簿を一括変換するために作成します。ただ、個人情報の観点から、名前と住所が入ったものの発行について非常に厳しく制限されています。住所の新旧対照の名簿は、名前が入っているものと入っていないものと2種類作成するので、名前が入っていない方でしたらお渡しできるのですが。

【委員】同番地が多いから住居表示をするのに、名前が入ってなければ一軒一軒を特定できません。

【事務局】そうですね。個人情報なので、誰にでもお渡しはできません。ただ、名前入り名簿の閲覧は可能です。例えば、同窓会名簿や事業者さんの顧客情報の書き換えのために来庁される方もいらっしゃいます。対応については、検討して後日お知らせします。

【委員】よろしくをお願いします。

【会長】では、スケジュールの話に戻りますが、今年度は第一次地区の実施と、第二次地区の検討と、秋頃からは第三次地区の検討も開始しますので、秋は大変忙しくなります。

【事務局】よろしくをお願いします。

【委員】前回の第一次地区の地元説明会では、会場が満員でしたよね。使用できる会場も限られてはいますが、どのくらいの規模で開催するのですか。午前と午後に分けて行うとか。

【事務局】回数等はまた御相談させていただきますが、おそらく過去に実施した地区よりも和泉町は関心が高い方だと思いますので、広めの会場で必要に応じて回数を増やすようになるかと思います。休日がいい方と、平日の夜間がいい方といらっしゃいますので、上手く振り分けながら、なるべく各地区一回と、中央会場を一回以上という形で行いたいですね。地区内に学校など大きな施設がないので、周辺にないか見ながら御相談させていただきます。

【会長】長後街道南部の第三次・第四次地区となる地域については、次の段階でということですね。

【事務局】そうですね、第三次・第四次地区の境界をどうするかは、秋頃から改めて検討を開始したいと思います。大きな道がたくさんあるわけではないので境界を設定するのが難しいですし、町名もこれとって候補がないので悩む地域なのかなと思います。

【委員】ちょっと聞きたいんですが、「いずみ」に「和泉」と「泉」があるのには、基準とか歴史があるんですか。

【事務局】「和泉」はかなり古くからある名称で、泉区をつくった時の「泉」は、検討の中で「和」を外すことになったんだと思いますが、本日は名称に関して詳しい資料を持っていないので、次回町名を検討する際にそのような資料をつけましょうか。

【会長】それでは、次回検討委員会までの周知内容について事務局から説明をお願いします。

(4) 次回検討委員会までの周知内容について

【事務局】本日、第二次地区の範囲が決定しましたので、今度は町を境界をどこにするかを検討します。そこで、事務局案を作成し、4月に関係地区の方と現地調査等、御相談させていただく機会を設けまして、次回検討委員会に御提案したいと考えています。ですから、特に地域で検討していただく事項はないのですが、各地区で委員さんが変更となると伺っていますので、引継ぎをよろしくお願いします。

(5) 次回検討委員会について

【会長】次回は5月のいつ頃にしますか。

【委員】おおよそ、どの辺りでしょうか。

【会長】後半がいいですか、それとも中旬がいいですか。

【事務局】そうですね、中下旬ということで、皆さんの御都合で決めていただければ。

【委員】中旬がいいですね。

【事務局】そうすると、14日の月曜日の週辺りでしょうか。月曜日の午前でよろしいでしょうか。

【会長】5月14日の月曜日、午前10時からですね。

【事務局】それでは、会場等確認しまして、また改めて御連絡いたします。

【会長】どうも、ありがとうございました。

別図（第二次地区実施区域）



(図の赤線で囲まれた範囲が第二次地区の実施区域)

資料	資料 1-1	第一次地区の進捗について（報告）
	資料 1-2	泉区和泉町第一次地区住居表示に関する調査実施

	<p>のお知らせ</p> <p>資料 2 泉区和泉町住居表示検討状況周知チラシについて（報告）</p> <p>資料 3 - 1 第二次地区現地調査について（報告）</p> <p>資料 3 - 2 第二次地区現地調査地図</p> <p>資料 4 第二次地区の実施区域について</p> <p>資料 5 第二次地区のエリア界について</p> <p>資料 6 今後の検討スケジュールについて</p>
--	---